

ID: 23

担当部署: 産業部 商工観光課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	真岡市久下田駅前どんとこい広場の設置及び管理条例 第10条		
例規番号	平成21年条例第13号		
<p>【基準】</p> <p>第10条及び真岡市暴力団排除条例第条の規定による。 (利用許可の取消し等)</p> <p>第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。この場合において利用者が損害を受けることがあっても指定管理者はその賠償の責めを負わない。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 利用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。</p> <p>(4) その他施設の管理運営上支障があると認めたとき。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 市長若しくは真岡市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、市の設置した公の施設(次項において「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 26

担当部署: 産業部 商工観光課

処分の概要	登録の無効		
例規名 根拠条項	真岡市久保記念観光文化交流館の設置及び管理条例施行規則 第8条		
例規番号	平成26年規則第25号		
【基準】 第8条の規定による。 (登録の無効) 第8条 登録団体等が虚偽の申請により当該登録をしたときは、当該登録は無効とする。			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 27

担当部署: 産業部 商工観光課

処分の概要	登録の取消し		
例規名 根拠条項	真岡市久保記念観光文化交流館の設置及び管理条例施行規則 第9条		
例規番号	平成26年規則第25号		
<p>【基準】 第9条の規定による。 (登録の取り消し) 第9条 登録団体等が指定管理者の指示に従わないとき、その他登録団体の責めに帰すべき事由により登録団体等としてふさわしくないと認めるときは、その登録を取り消すことができる。この場合において、登録団体等に損害が生じることがあっても、市長はその賠償の責めを負わない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日